

1. 件名

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設
の設計及び工事の計画の認可申請に関するヒアリング (9)

2. 日時

令和5年10月5日(木) 13時30分～15時20分
15時30分～16時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
内海安全審査官、武田安全審査官、青木安全審査専門職、
鈴木安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当部長 他6名

5. 要旨

○原子力規制庁は、主に以下のとおり事業者へ伝えた。

- ・提出資料の説明内容について、第2貯蔵棟の曲げモーメント図について、杭から基礎梁への曲げモーメントの伝達、また、第2貯蔵棟の構造計算における外壁コンクリート増し部の剛性に係る取り扱いなど、評価上必要な条件の記載がなく妥当性が判断できない箇所があるため、必要な情報を追記すること。
- ・撤去予定のフードについては、過去に設工認申請の認可を受けているものの、使用前検査に合格していない状況であることは理解した。当該フードの撤去については、原子炉等規制法第16条の2第2項の規定に基づく変更の工事に該当するものであり、同条第1項の規定に基づく申請の対象設備とは違うと考える。
- ・今般の申請書の体系として、これまで実績があるものの、他の事業者における設工認申請の記載と比較すると、既認可からの変更の有無の表現

ぶりや、本文に詳細図面を載せていること等の差違が見受けられる。このため、この際、他事業者の設工認を参考に、申請書の体系の整理を行う必要があると考えるが事業者の考え方を確認したい。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、主に以下のとおり回答があった。

- ・提出資料の説明内容において、評価の前提条件となる記載を改めて確認し、次回説明する。
- ・撤去するフードについて、法令上の考えを踏まえ、今般申請の対象からは削除することとする。その上で、改めて手続きの実施時期について検討し、必要に応じて相談させていただきたい。
- ・今般申請書の体系の整理については、他事業の例を参考にしつつ、整理していきたいと考えている。その際、整理作業に必要な時間を考慮した上で、整理する範囲等を検討したいと考えている。

6. 配布資料

資料1：主要な評価項目等に関する説明資料 REP-2023-00606